

第3回 兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

令和7年7月30日（水）

県庁3号館

第3回 兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

令和7年7月30日（水）
県庁3号館6階第1委員会室
開会 午後02時00分

○事務局

定刻よりも5分少々早いですけれども、ただいまから、第3回兵庫県国土利用計画審議会特別委員会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。そうしましたら、座らせていただきます。

まず事務局より1点お願いがございます。議事録を作成する関係上、発言される際は、マイクに声が乗るようにご協力をお願いいたします。

次に、本日の会議の定足数でございます。審議会条例の規定に基づきまして、過半数の委員の出席により、開催することとなっております。本日は、特別委員6名のうち5名のご出席をいただいております。本日の会議は成立しておりますことをご報告します。

続きまして資料の確認をさせていただきます。お手元の次第の下段、配布資料をご覧ください。本日お配りいたしました資料は、次第、出席者名簿と配席図、そして記載のとおり資料1から資料3まで、参考資料1、参考資料2となっております。以上の資料でございますが、配布漏れ等はないでしょうか。そうしましたら、この後の議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

○委員長

暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。1月から特別委員会を開催させていただきまして、審議を進めて参りましたけれども、今回が最後の特別委員会ということになります。今回、事務局から素案が提出されております。こちらにつきましても、今まで同様、多様な

視点からご確認、それから、積極的なご意見をいただきたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会運営規則の第9条第2項によりまして、本日の議事録の署名人を委員長が指名することになっております。大変恐縮ですが、1番委員と2番委員、お願いできますでしょうか。

○両委員

首肯

○委員長

よろしくお願いいたします。次に、審議会運営規則第8条第1項の規定によりまして、審議会
は原則公開ということになっております。本日は傍聴等の申し出はございましたでしょうか。

○事務局

本日、一般傍聴の申し出はございません。

○委員長

はい。ありがとうございます。傍聴なしということになりますので、そうしましたら早速、審議の方に進めたいと思います。まず事務局の方から、議案のご説明お願いいたします。

○事務局

よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

まず、本日の配布資料の内容、どのようなものを資料配布させていただいているかを説明させていただきます。事前のご説明時から資料の構成が変わっておりますので、ご注意ください。まず、資料1が第2回特別委員会で提示した骨子案から同委員会でいただいたご意見を反映して、今回の素案でどのような記載をしたかを書いたものです。事前ご説明時は、前回委員会での意見

概要と骨子案から素案への作成内容を別の資料で説明させていただいておりましたが、この本委員会開催に当たって、それらを一体化したものになりました。なお、この資料1については、項目の並びが第2回特別委員会時の骨子案の並びになっておりますので、ご注意ください。素案の並びとは異なった並びで書いております。資料2が素案そのものになります。資料3が目標値の設定とその算定方法です。参考資料1が記載の基礎となるデータ集。参考資料2が前回第2回特別委員会で提示させていただいた骨子案になります。今回は主に資料2を用いて説明させていただきます。なお、事前ご説明時にいただいたご意見、あるいは、その後で出てきた庁内部局からの意見等により、事前ご説明時より、項目の移動、削除、文言修正等をしている箇所がございます。特に多くの項目の記載場所を移動しておりますので、ご注意ください。

まず、前回の特別委員会での主な意見をご紹介します。資料1を用いて、手短に説明させていただきます。資料1はお示した骨子案から前回意見をどのように素案に反映したかについての資料です。事前ご説明時にお渡しした資料では、骨子案の基本理念以降のもの、全ての項目を網羅したものでお渡ししておりましたが、本日お配りしているものは、委員ご意見のあったもののみを抽出しております。ここでは横向きに置いていただいた表の真ん中の列、「委員ご意見と対応」の部分だけをご紹介します。ページ1の上から順に紹介します。まず、一番左のパワーポイント番号で言うと11、整理番号1と2、基本理念の箇所です。「変化する社会情勢に対してメッセージ性を持って、メタの国土像を踏まえた計画が望ましい」とのご意見がありましたので、法とひょうごビジョン2050に基づいて修文しております。その下、パワーポイント番号13、整理番号8ですが、「基本方針で五国の強みを記載しているが、基本方針の内容に反映できていない」とのご意見についても、地域が連携する県土構造について記載いたしました。その下、パワーポイント番号13、整理番号9、この項目につきましては、一例となりますが、「もっと土地利用に特化した内容に整理すること」とのご意見がありましたので、全体にわたっ

て土地利用との関連の薄い項目は削除しております。ページをめくっていただいて、パワーポイント番号13、整理番号11、太陽光発電の項目です。「立地誘導という表現がどうか」というご意見になります。その下、パワーポイント番号15、整理番号5は、「野生鳥獣との棲み分けを図る土地利用を記載」というご意見がありましたので、そのように記載を改めております。その下、パワーポイント番号16、整理番号4、防災DXについてご意見がありました。その下、パワーポイント番号16、整理番号9、「地籍調査は本当に遅れているのか」というご意見ありましたが、これについては後ほどデータをご紹介します。めくっていただいて3ページ目、パワーポイント番号17、整理番号1、「官官の取り組みを記載すること」というご意見ありましたので、国・県・市町の連携について記載させていただきました。その下、パワーポイント番号18、整理番号がないところですが、「ニュータウンは大都市だけにあるのではないため、地域類型の分類を再検討すべき」というご意見ございました。これに基づいて、地域類型別の所を見直しております。その下、パワーポイント番号20、整理番号3のところですが、「郊外住宅地、地方都市のニュータウンを閉じてもよいというような方針を示して欲しい」とのご意見がありましたので、記載をしております。次のページに参りまして、パワーポイント番号20、整理番号5、「野生鳥獣の保護管理は里地の取り組みでもある」というご意見がありましたので、記載を改めております。その下、パワーポイント番号22、整理番号8、「災害に強い森づくりについて内容が森林と農地を行き来している」とのご意見ありましたので、災害に強い森づくりについては森林の記載に特化しております。パワーポイント番号23、整理番号3について、「何もしなければ、都市部に人口が集中する状況で県土がどうあるべきかの議論が必要」というご意見がありましたので、多自然地域でも住み続けられるという記載をしております。その次、ページを渡りましてパワーポイント番号26、整理番号2、「経済林と自然林に分けて記載すること」というご意見がありましたので、人工林、原生的な自然林について分けた記載をしております。その下、パワーポ

イント番号26、整理番号6です。県民緑税の記載についてご意見がありましたので、記載しております。その下、パワーポイント番号26、整理番号7について、「森林を伐採しての太陽光発電設置が望ましくない記載を」というご意見がありましたので、林地開発の観点から記載をしています。ページを渡りまして、パワーポイント番号26、整理番号12、森林環境譲与税についての記載について、ご意見がありましたので記載しております。パワーポイント番号33、整理番号4ですが、「農地から森林等の土地動向を把握すること」というご意見がありました。これについても、後ほどデータをご紹介させていただきたいと思います。その下、パワーポイント番号34、整理番号5、「地域別に記載する内容をより精査し、大きな概念的な部分と具体的な土地利用を分けて記載すること」とのご意見がありましたので、地域別の記載内容について、整理しております。次の最終ページになります。パワーポイント番号37、整理番号1、「但馬地域にコウノトリ育む農法を行う農地を維持する等具体的なところを記載してもいい」というご意見がありましたので、コウノトリ育む農法そのものではないのですが、コウノトリに関連する記載をさせていただいております。その下、パワーポイント番号37、整理番号4、「拠点病院等の項目の記載は必要か」というご意見がありましたので、当該記載は削除しております。その下、パワーポイント番号37、整理番号9、「中山間農業特区について、これは養父市に非常に特化した内容のため、記載に適さない」というご意見がありましたので、当該記載を削除しております。その下、パワーポイント番号38、整理番号2、骨子案で、丹波地域の箇所に野生動物共生林事業のことを記載していましたが、これは全県に係る事業だのご指摘がありましたので、全県に係る部分に移動しました。ざっと前回のご意見をご紹介させていただきました。

ここから素案の説明に移りたいと思います。先ほど申しましたように、資料2を使って説明させていただきたいと思います。素案そのものでございます。こちらの資料に、いくつか下線を引いております。これが、本日私が説明させていただく部分になります。こちらの資料2で説明い

たしますが、骨子案の記載を確認する場合などは、先ほどざっと紹介させていただいた資料１の記載場所も併せてご紹介することがありますので、ご用意ください。それでは１枚めくっていただいて、目次をご覧ください。目次の方は、下線を引っ張っていないのですが、主な項目をご説明します。１イですが、従前、前回特別委員会時は、基本的条件と課題が別項目でしたが、第２回でのご意見でご指摘いただいたとおり、内容が重複しているような部分もありましたので、合わせて１つの項目にしています。その下にあって、１(１)ウのところの(ウ)ｂのところですが、従前は「複合的な施策の推進と県土利用・管理ＤＸ」という表題でしたが、周囲の項目で推進等の文言を使って、ここだけＤＸで止めると浮いて見えることから、「複合的な施策と県土利用・管理ＤＸの推進」と修正しました。その下１(２)の地域類型別・利用区分別云々というところでは、従前は「基本的方向」という文言を使っていましたが、今は全体のものと合わせて「基本方針」という文言に修正しています。その下にあって、(２)ア(ア)の都市の部分、当初の項目ですが、従前は、都市中心部、郊外住宅地、地方都市という分け方でしたが、第２回で「ニュータウンは大都市だけにあるではない」というご意見がありましたので、大都市、準大都市、都市縁辺部（大都市・準大都市共通）、地方都市という区分にしています。次のページに参りまして、「３　２に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」は、骨子案のときには提示していなかった項目になります。具体的な施策等を記載する箇所になります。その下に参りまして、４番以降になりますが、第１回の委員会の方で、本改定では、国土利用計画と土地利用基本計画を一体化するという説明をさせていただいたところですが、ここまで、１から３までが国土利用計画の部分、４以降が土地利用基本計画の部分としております。明確に分かれるようにしております。なお、現行計画で土地利用基本計画に記載されている部分、４番の部分ですが、その全体の考え方等の箇所は、国土利用計画と重複部分しており、新しい計画の方では全て国土利用計画に記載しているため、４以降の土地利用基本計画の部分というのは、ほぼ法定で記載する必要がある定型的な箇所とな

っておりますことを申し添えます。では、ここから本文の内容の説明に移ります。かなり量が多いので、特に第五次計画から大きく変わった箇所、前回第2回委員会で議論になった箇所などを中心に説明させていただきます。大きく前提として、先ほど資料1の時も申し上げましたが、土地利用とあまり関係がない項目というのは、大幅に削除しています。また、具体的な施策などの部分は、できるだけ「3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」の方に移動して、基本方針には、土地利用に関する全体的な方針についてのみ記載するようにしております。では、ここから具体的な記載について順に説明します。最初に、3 ページの一番下の方から入ります。

県土地利用をめぐる基本的条件及び課題の中ですが、3 ページの一番下から4 ページの6 行目辺りの部分までの箇所、「地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、生物多様性の損失が続いている」の箇所ですが、鹿の食害、下層植生への影響について記載しております。飛びまして、4 ページの20行目。太陽光発電の影響については、第五次計画から課題に挙げておりましたが、この現行計画の計画期間中に太陽光条例が公布・施行されておりますので、そのことを記載しております。県土地利用の基本方針の欄に移りまして、4 ページの32行目の方からは基本理念を記載しております。前回委員会でのご指摘で、「変化する社会情勢に対して、メッセージ性を持って、メタの国土像を踏まえた計画が望ましい」というご意見がございましたので、基本理念を改めて精査し、国土利用計画法第2条に記載されている法の理念に、より忠実に記載させていただきました。その部分が4 ページの35行目から5 ページの2 行目の終わりまでの部分になります。またその下の5 ページの3 行目からですが、従前から21世紀兵庫長期ビジョンから引いてきた文言を使っておりましたが、計画期間中にひょうごビジョン2050が策定されましたので、その中から特に兵庫県の強みといえる五国の部分を中心に抜き出して記載しております。また少し飛びまして、5 ページの33行目の部分、かなり下の方の部分ですが、前回委員会で、「基本方針で五国の強みを記載しているが、基本方針の内容に反映できていない」というご意見がありました

が、地域の強みを生かすため、地域が連携する地域連携型都市構造について記載している部分になります。ページをめくっていただいて、6ページの11行目の方ですが、前回ご意見で、「何もなければ都市部に人口が集中する状況で、県土がどうあるべきかの議論が必要」、「また、地方でもしっかり暮らせるという国土像が望ましい」というご意見がございました。そのため、この記載、「都市部への人口の偏在が進む中、生活の利便性を高め、生活機能を維持するための取り組みを土地利用の面からも推進する」という記載にしております。その下少し飛ばして、6ページの19行目では、人口減少下での都市的土地利用について書いております。「人口減少化にもかかわらず、農地や森林等から宅地等へと転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き地等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を原則として抑制する」としてしております。そのすぐ下に、「地域の実情に応じて、都市機能や居住を誘導する場合には、立地適正化計画の活用などが考えられる」と記載しております。基本方針の「土地本来の災害リスクの軽減」の項目に移ります。その下、32行目です。災害が起こりやすい場所での土地利用について、第五次計画よりも具体的な規制誘導を記載しております。市街化調整区域の開発許可や盛土規制法の紹介をさせていただいております。次の項目、「健全な生態系の確保」です。ページをめくっていただいた7ページ目になります。7ページ目、10行目の辺りで、新しく出てきた単語ということで「30by30」や「ネイチャーポジティブ」などの考え方を記載させていただいております。少し下に、21行目では、先ほど資料1のパワーポイント番号15、整理番号5のところでも紹介させていただいたものになりますが、骨子案では、「生態系の保全の推進」というところに記載していたところですが、「野生鳥獣との棲み分けを図る土地利用の記載を加えるべき」とのご意見がありましたので、このように、「外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進のほか、野生鳥獣との棲み分けを図る土地利用の検討などを進める」と記載しました。次ですが、25行目で、太陽光発電の話を記載しています。先ほどの資料1でしたら、2

ページ目、パワーポイント番号13、整理番号11だったのですが、骨子案では、この太陽光発電を「地域全体の利益の実現」の箇所に記載しておりまして、「太陽光発電の地域との共生を図る立地誘導」という項目名にしていたところです。太陽光発電の設置は、地域の利益、災害リスク、生態系という今回項目立てしたどの分野にも影響を及ぼすものではありませんが、設置された場合に最も不可逆的な影響を及ぼすという点から、生態系の箇所に記載しております。記載内容については、太陽光条例で設置者に求めている内容とのバランスをとって、土地利用状況や自然環境等への特段の配慮、災害の発生するおそれが高い区域の立地抑制、廃止後の措置について記載させていただいております。次の項目に参ります。7 ページの一番下から、この第六次から加わったDXについて記載しております。この項目全体でDXを進めるという話を記載しており、また、この具体的な話は、「3 2に掲げる事項に達成するために必要な措置の概要」の項目に記載しております。そちらの3の方の項目については、また後ほどご紹介します。8 ページをいって、真ん中辺りから地域類型別の基本方針となります。地域類型別の分け方は、国の第六次計画と県の方で持っている「まちづくり基本方針」を基本にして、そこに、ニュータウンが大都市だけではなく存在するということを踏まえた分け方にしております。また、めくっていただいて、9 ページ目の下の方から、大都市、準大都市として、都市縁辺部の話になります。ここの一番初めには、市街化調整区域のまちづくりの記載で、地区計画や特別指定区域など柔軟な土地利用という話と、その後10ページ目にいっていただいて、一定の条件下では線引き廃止もあり得るということに記載しております。この線引き廃止の部分というのが今回、第六次から追加している考え方になります。その下は、オールドニュータウンの話になります。まずは、ニュータウンの再生の話ですが、これは今までも記載していた話ですが、その下では、前回委員会で「地方都市のニュータウンを閉じてもいいというような方針を示して欲しい」というご意見がありました。これに対し、できるだけのことを記載させていただくということで、開発が中断した計画地の土地利用

計画の転換について、記載させていただいております。また、地域類型別の多自然地域の集落の
ところですが、一番下の34行目の辺りになります。資料1のパワーポイント番号20、整理番号5
の方に書いていた項目ですが、骨子案の方では、「野生生物の重要な生息生育環境としても機能
している二次的自然環境の適切な維持管理」としていたところですが、ご意見で「野生鳥獣保護
管理が森林に分類されているが、里地の取り組みでもあるため記載方法を工夫すること」という
ご意見がありましたので、この多自然地域の集落の箇所への記載としました。その上で、里地里
山という点を丁寧に書かせていただいて、このような、「長い歴史の中で農林業など人間の働き
かけを通じて形成されてきた里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術の伝承を
図ることで整備された里山林などの二次的自然に適応した野生生物の生息生育環境を保全する」
とさせていただきました。ページを渡っていただいて、11ページ目からが利用区分別の基本方針
となります。真ん中辺りから、利用区分別の最初は農地からです。11ページの18行目辺りです。
これは従前からそうですが、農地としてはまずは、優良農地を守るという姿勢が書かれておりま
す。農地の話がずっときて、12ページ目の10行目から森林の話ですが、こちらから森林への太陽
光発電の設置についての話になります。こちらの中では、林地開発許可制度の適正な運用を前面
に出した記載とさせていただいております。その下、13行目の辺りは、新たに出てきた考え方、
Jークレジット制度について書いております。さらにその下は、これも新たに出てきたもので、
DXを用いた森林クラウドシステムについて記載させていただいております。利用区分別のとこ
ろ、少し飛ばしまして、13ページの方に入ります。宅地の方ですが、その中でまず住宅地につい
て書かせていただいております。13ページ、8行目です。「住宅地の整備に際しては、世帯数が計
画期間中に減少に転じると見込まれるため、既成市街地における土地の高度利用の他、低未利用
土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換を抑制しつつ、必要な用地
を確保する」とさせていただきました。その下の方から宅地が終わって、その他のところに入り

ますが、ページを渡っていただいて、14ページ目、レクリエーション用地のところですが、説明は9行目のところですが、前回委員会でのご意見、「観光やツーリズムも土地利用の一部であるので、県民が楽しめる県土であることを記載すべき」というご意見がありましたので、観光について記載させていただきました。「交流人口の拡大による地域経済の活性化のため、地域が一体となった観光施策の展開に資するよう、観光分野の人材育成と確保による受け入れ体制の強化にあわせ、兵庫への来訪者が快適に滞在・周遊できる環境整備を推進する」として、土地利用に関するような記載とさせていただきます。レクリエーション用地の下からは、低未利用土地の箇所になります。24行目のところ、荒廃農地について書かせていただいております。政策努力によって農地に戻せるものと、どうしようもないものに分けて記載して、並べて対比するようにしていることから政策努力によって農地に戻せる荒廃農地についても、この低未利用土地の箇所に記載しております。14ページの一番下のところで、太陽光発電設備についてになります。利用区分別の中では、太陽光発電設備は低未利用土地のところに記載しております。こちらの上段の方では安全について、下段の方では太陽光条例に沿って配慮すべき事項を記載しております。ページをめくっていただいて、15ページの下の方からが、地域別のところに入ります。地域別については、施策の1つ1つを記載すると書くべきことが広がりすぎるという点もあり、また、前回委員会でも、地域別に記載する内容の精査をすべきというご意見がございましたので、思い切って概念、考え方の部分を中心に、あとは土地利用の大きい点だけを記載しております。めくっていただいて、16ページの29行目です。但馬地域の箇所になりますが、前回委員会で「但馬地域にコウノトリ育む農法を行う農地を維持する」と、具体的なところを記載してもよいというご意見がありました。コウノトリ育む農法そのものは「農法」とありますように、極端に言いますと作物の育て方の範疇に入るものですので、ここでは湿地を守るという土地利用の点からの記載にしております。ページをめくっていただいて、ここまでの「1 県土利用に関する基本構想」のところが終

わって、17ページのやや上段のところより、「2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要」として、目標値について記載している箇所になります。目標値そのものについては、後程資料3を用いて説明させていただきます。ここでは、文章的な記載の話ですが、17ページの32行目、住宅地の考え方について、記載させていただいております。「宅地のうち、住宅については、世帯数が計画期間中に減少に転じ、また、空き家を含む既存住宅の利活用が進むことが想定されるものの、二次的住宅を含む空き家の増加等が見込まれることから、空き家になってもすぐには宅地で無くならないということですが、見込まれることから、地域活力の維持向上のために必要な住宅地については、新たに確保する」とさせていただいております。めくっていただいて、19ページ目の方からになりますが、真ん中4行目辺りから、「3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」の部分になります。県土利用の基本方針の部分よりももっと具体的な施策を記載しております。その中で、19ページの下の方にある「(2) 県土利用の基本方針に即した措置」の箇所につきましては、県土利用の基本方針と並び、その下の小項目名を合わせております。一番下のところからですが、「地域全体の利益の実現」という節になります。少し飛ばさせていただいて、21ページ目の10行目については、新しい考え方で森林経営管理制度について記載しております。その下、12行目からの部分ですが、前回委員会で、「経済林と自然林に分けた記載をすること」というご意見がありました。ここでは経済林ということで、人工林について記載させていただいております。その下17行目では、ご意見でいただいた森林環境譲与税について記載しております。その下から「土地本来の災害リスクの軽減」の節に入りますが、その29行目で、土砂災害特別警戒区域と、いわゆるレッドゾーンで立地規制を行う話をさせていただいております。それと同じ文章の下の方で、土砂災害警戒区域と、いわゆるイエローゾーンでも、特別指定区域の指定に際しては安全上また避難上の対策を条件すること、イエローゾーンでも一定の規制をかけていくということを記載しております。めくっていただいて、22ページの10行目、こちら

の資料1では、パワーポイント番号22、整理番号8で紹介させていただいたところです。骨子案では、「緊急性の高い箇所の山地防災・土砂災害対策、農地やため池等の持つ防災機能を高めることによる災害に強い森づくりの推進」としていたところですが、「内容が森林・農地等複数の利用区分を行き来しており、表現として適切でない」というご意見をいただきましたので、森林関係だけの記載に整理させていただいた部分になります。その下の方で、「健全な生態系の確保」の節になります。その中でトップにあたる29行目ですが、前回委員会で、「経済林と自然林に分けた記載を」とのご意見がありましたが、自然林についてはこの辺りの部分、原生的な自然というところの記載になります。めくっていただいて、23ページの2行目、「県民緑税について記載せよ」というご意見、及び「野生動物共生林事業について、丹波地域のみの記載だったのを全県版に記載せよ」というご意見がありましたので、この場所に、県民緑税を活用して、野生動物共生林事業を行うということを記載しております。その下、新たな概念として出てきた項目になります。OECM（法令による保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域）について記載しております。23ページの真ん中辺りから、DXについての記載になります。31行目の方では、「防災DXについて記載すること」というご意見があったので、そのことを記載しております。ページをめくっていただいて、24ページ目の上の方から、「多様な主体の参画と協働による県土利用・管理」という節に入ります。8行目で、「官官の取組も記載すること」というご意見がありましたので、この文章の中に、「国・県・市町の連携」という記載を追加しております。15行目では、新たに国で進めている、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想の取組について記載しました。27行目の方から、県土利用の基本方針に即した部分ではなく、全体に共通の内容を記載しております。「施策実施の前提となる措置」と題して、記載させていただいております。35行目の方で、リモートセンシングデータを活用した地籍調査について記載しております。めくっていただいて、26ページ目以降が、4番、先ほど申しましたように、土地利用基本計

画の部分になります。「4 土地利用の基本方向」がいわゆる、言ってみれば能書き的な部分でして、従前から、「1 県土利用に関する基本構想」と同一内容となっておりましたので、今回から省略しております。「1に同じ」という書き方にしております。その下の5番というのは、五地域区分の「土地利用の原則」、28ページ目の真ん中辺りですが、6番は、「五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針」として、一定定型的な記載となっております。資料2の説明としては以上になります。

次に、資料3を使って、目標値について説明させていただきます。基本的に目標値については、資料2の17ページから19ページまでに書いている内容になります。資料3のパワーポイント番号2のところが資料2の表と同じ表となっております。2ページ目をご覧ください。目標値については、基本的に上の表ですが、利用区分別の面積について設定しております。下の表は、さらに地域別の目標値についても設定しております。まずは、パワーポイント番号2の上側の表をご覧ください。利用区分ごとに、令和5年の実績値を発射台として、令和15年の目標値を設定しております。この目標値は、実績値の推移からトレンド予測したものを基礎として、分野別計画や個別分野の担当部局の事業予定等と調整し、定めております。また、下の表、地域別の令和15年の目標値については、実績値の状況によって按分して出しております。ここから先、県全体の目標値について、主なものだけ、かいつまんで説明いたします。上の表に戻ってください。全体の目標値の増減、利用区分別の増減ですが、農地、森林が大きく減少、宅地が微増、その他の項目が増加となっております。なお、「その他」については、県土面積からそれ以外のものを差し引いた残りによって算出しております。では、利用区分別に見ていきたいと思います。まず、農地ですが、令和5年が7万2,000ヘクタールに対して、令和15年が6万8,000ヘクタールと減少しております。ただ、この表のすぐ下の欄、優良農地面積については、ひょうご農林水産ビジョンの中でも、これを守る姿勢を明確にしておまして、令和5年が6万1,256ヘクタール、令和15年が6

万1,085ヘクタールと微減に留まっております。こちら、国土利用計画の中での対象は、優良農地ではなくて、農地そのものですので、農地の目標値設定について説明させていただきます。次のページをご覧ください。パワーポイント番号3，4番の方になります。パワーポイント番号3のところのグラフの見方ですが、グラフの紺色の線が実績値の推移、赤色の線で菱形状の白四角と赤四角があるものですが、前回、第五次計画での発射台と目標値になります。緑色の線で白四角と緑四角のものが、今回の発射台と目標値になります。実績を見ていただきますと、農地の実績は、ずっと減少傾向が続いており、第五次計画で定めた目標値も下回っていることが分かります。目標値はこのままの減少傾向が続くと見込んで、設定させていただいております。続きまして、めくっていただいて、パワーポイント番号5，6番のものになります。森林になります。森林は、元々の面積が大きくて、県土全体約84万ヘクタールのうちの55万ヘクタールを占めているものになります。そのため、減少率としてはわずかな減少でも、面積の絶対値としては大きく減少しております。グラフで実績値の推移を見てみると、減少傾向というのが近年緩やかになっているのが見て取れます。赤線を出している第五次計画での目標値と、現在実際に出てきた実績値がそこまで変わらないラインを通っているということがわかります。目標値の設定については、その下パワーポイント番号6の下部の説明も併せてご覧ください。主にトレンドにて算出しておりますが、大きい事業として、六甲山系グリーンベルト整備事業の影響を除く形でトレンドを算出して、最後に六甲山系グリーンベルト整備事業による買収見込面積を差し引く形で目標値を出しております。まためくっていただいて、パワーポイント番号7のところからご覧ください。水面・河川・水路になります。人造湖や河川、農業用水路などを合算したものです。実績の方を見ると、2011年に大きく増加しておりますが、これは人造湖について、国の調査基準が変わったことによる増です。その調査基準が変わった増を除くと、減少傾向にあって、目標値も減少するものとして出しております。この後ろのページを見ていただいたら、人造湖から河川が現状維持となって

おります。なので、減少の要因として大きなものを見ます。ページは飛びますが、パワーポイント番号15をご覧ください。3枚めくっていただく形になります。パワーポイント番号15です。こちら水路、農業用の水路ということになります。実績として減少傾向で、目標値も減少で出しております。パワーポイント番号16も併せてご覧ください。実績の方の検証から、この水路の面積は農用地面積と相関関係にあることが想定されます。農地の減少率がそのまま水路の減少率なるわけではなくて、農地が減っても維持される水路があることから、農地の減少率に一定の割合を乗じたものを減少率として算出しております。言ってみれば、農地の減少率ほどに減少幅は大きくないということです。水面・河川・水路の減少要因は、ほぼこの水路によるものでございます。少し戻っていただいて、パワーポイント番号11,12番のところで、ため池があります。第1回委員会で、ため池についてご質問がありました。ここも併せてご説明させていただきます。水路と同様に、農用地面積との相関関係で出ていることが想定されます。農地の減少率がそのままため池の減少率とはならず、農地の減少率に一定の割合を乗じて、ため池の減少率を算出しております。なので、農地が農地でなくなっても残るため池があるということが加味された想定となっております。次に大きな利用区分別のものとしては、宅地になります。少し飛びますが、パワーポイント番号25をご覧ください。宅地は増加傾向にあります。宅地は、住宅地、工業用地、その他宅地の合算なので、それぞれを見ていきます。めくっていただいて、パワーポイント番号27をご覧ください。住宅地です。この赤線と青線の比較を見ていただいたら分かるのですが、第五次計画での算定よりも上振れしているのが見て取れます。これは目標値算定に当たっては、世帯数の予測を用いていますが、第五次計画策定時点では、計画期間中に世帯数は減少に転じる予測となっていたのに対して、現状で増加が続いているということによるものだと考えられます。社人研の世帯数予測では、今後もしばらく増加が続くこととなっております。計画期間中に減少に転ずる予測ですが、令和15年時点では、令和5年よりも増加傾向、増加予測となっているため、これに基

づいて、住宅地は増加する目標となっております。続いて工業用地です。めくっていただいて、パワーポイント番号29をご覧ください。実績としても、近年増加傾向にあります。今後もこの増加傾向が続くと見て、事業予定等を勘案して、増加傾向で出しております。めくっていただいて、その他の宅地になります。パワーポイント番号31です。その他の宅地は、商業地や業務施設用地などですが、その他様々な用地の合算によるもので、ここの予測が困難なことから、横ばいとして出させていただきます。先ほど見ましたように、これらの合算で宅地については増加予測としております。では最後のページ、パワーポイント番号35番、その他をご覧ください。第1回委員会でもご説明させていただいたとおり、県土面積から農地や森林、宅地などを差し引いたもので出しております。その結果、増加傾向、4,000ヘクタールの増加として出しております。その内訳の分析は算出困難となりますが、その他を構成するだろうものの事例について、状況をいくつか紹介させていただきます。めくっていただいたパワーポイント番号38が、国の資料になります。国の方でも、その他の整理は困難で、構成要因の一因として、公園・緑地、低未利用土地、荒廃農地の状況を紹介しています。今回本委員会でも、この国のものに準じて紹介をさせていただきます。めくっていただいて、パワーポイント番号39は、都市公園の状況を示しています。平成22年頃までは増加していましたが、ここ数年は、7,000ヘクタール程度で横ばいとなっております。めくっていただいたパワーポイント番号40,41は、低未利用土地の状況です。パワーポイント番号40で示しておりますように、低未利用土地の都道府県別データは、平成18年以降のものはありません。全国と同様の傾向であると考えられますが、パワーポイント41で、全国でも、最新のものが平成30年のものなのですが、それでも特に、下の方にあります世帯、つまり個人保有の低未利用土地が増加傾向であることは読み取れます。パワーポイント番号42のところが、荒廃農地の状況です。令和3年から荒廃農地の定義が変更されたので、そこで減少しているように一見見えます。その定義変更後の令和3年から5年までにかけて見てみると、増加傾向を読み取れま

す。2年間で数字を追うと、70ヘクタールの増加となっております。めくっていただいた最後の部分が、太陽光発電施設の状況になります。パワーポイント番号44番の方になります。グラフが2つございまして、上側のグラフが、県の太陽光条例の届出受付からの状況、下の方が林地開発申請の受理からのデータを取っております。数字もちょっと細かくて見づらいののですが、一応、受付件数ではなくて、面積の合算ベースで記載しております。上の太陽光条例の届出を見ますと、令和2年までは、年間100ヘクタール以上のもので推移しておりますが、令和3年以降は、年間50ヘクタール未満となっております。下の林地開発のグラフというのは、太陽光発電施設の設置を目的として、林地開発をしたものを合算しております。令和2年までは、50ヘクタールとか70ヘクタールとかそういう数字で推移しておりますが、令和3年以降は年間10ヘクタールを下回る面積で推移しております。もちろん太陽光条例だと、届出要件が5,000平方メートル以上となっております、より小規模な太陽光発電の面積まで抑えているわけではないのですが、ここ数年、太陽光発電施設の立地が著しく減少しているということは読み取れます。最後に、データ関連の方で、前回委員会でご質問について2つ紹介させていただきます。参考資料1の方をご用意ください。

このパワーポイント番号38なので、少しめくっていただいたところになります。ご質問は、「農地から森林への土地利用転換がどのくらいか把握しておくこと」ということでした。少し見づらいののですが、左下のグラフが目的別の農地転用の状況になります。さらに、見づらいののですが、このグラフの色分けされているグラフの上の方にのっている深緑の部分が、植林という目的になっており、概ね毎年50ヘクタール以下の面積に留まっております。これが1つと、もう一つ、地籍調査に関するもので、パワーポイント番号53をご覧ください。こちらが地籍調査の実施状況となっております。ご質問は、「兵庫県の地籍調査は本当に遅れているのか」というものがあった件になります。下の表をご覧くださいと、兵庫県と全国の地籍調査の進捗率等が比較できます。

この表の一番下の右側のところ、それぞれ兵庫県と全国の一番右下のところを見ていただければ、

それぞれの進捗率をご覧いただけたと思います。全国での地籍調査進捗率が53%となっており、それに対して、兵庫県では31.3%と実際に遅れているのが見て取れます。

以上で、説明を終了します。なお、冒頭で申し上げましたとおり、資料2の多くの項目で、事前説明させていただいたときから記載場所の移動をかなり行っております。ご意見をいただく場合は、内容やキーワード等おっしゃっていただけましたら、事務局の方で、どこにあるのか、検索して、委員の皆様は何ページ何行目ですという場所をお伝えしますので、お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

はい。ご説明ありがとうございます。ボリュームがたくさんある状況ですが、まず本日ご欠席の5番委員からご意見を預かっているというふうに伺っておりますので、まず5番委員のご意見をご紹介しますか。

○事務局

本日ご欠席の5番委員から、事前のご説明後にメールにてコメントをいただきました。4項目ありますので、ご紹介させていただきます。

まず、資料2の7ページのところですが、太陽光発電の立地に関する部分です。太陽光発電の記載について、記載内容には異論なし。ただ、かねてから太陽光発電施設の立地等に対する県の対応には、健全な生態系の確保に向けた計画的な視点が不十分であると感じています。県土の全体を見据えた上での管理水準の設定や、制限をかける仕組みが存在しておらず、現状の運営では、個別に環境や防災の基準を満たしていれば、開発が認められてしまう。この計画に盛り込めなくても、そうした議論があったことを議事録等に残し、あり方を継続して検討する必要がある。こちらが1点目になります。続きまして2点目、資料2の23ページ、31行目の辺りです。防災DXに関するところ。この記載ぶりで、「能登半島地震の経験を生かした」の部分に唐突な印象を

受けます。災害名を明記する必要があるのでしょうか、というご意見です。続きまして資料3、目標値の設定及び算定方法に対するコメントで、もう2点あります。まず全体の話ですが、単なる予測値ではなく、目標値とする意味合いが明確になるような記載にして欲しい。例えば、担い手不足などがより深刻化する農地については、放っておくと大きく減少する可能性があるが、農政部局の政策によって、現状のトレンドを維持することが目標だ、といった具合にする。そしてもう1点が、目標値の「その他」の中身は何であるのかを補足する必要がある。その上で、放っておくと、耕作放棄地などが増え、「その他」も増加するが、取組を通じてその他の増加をこの程度まで抑えるという書き方であれば、目標値という言葉でも納得できる。以上、4点になります。よろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございました。そうしましたら、ただ今ご説明いただきました内容について、量が多い状況ですけれども、どちらからでも構いませんので、ご質問、ご意見よろしく願いいたします。いかがでしょうか。はい。お願いします。

○3番委員

今、委員のご指摘にもあったのですが、目標値とそれから推計値の話は、ちょっと私も大いに気になるところですが。宅地のところで、資料2の13ページの宅地の中で、住宅地の整備に関しては「世帯数が計画期間中に減少する見込み」というのがあって、「農地や森林等からの転換を抑制しつつ必要な用地を確保する」とあるのですが、それが目標値の方になると、上振れする。多いかどうかは分かりませんが、住宅地が大いに上振れしているのですが、下に一応あるのですが、これはどういうことでしょうかというのを1つお聞きしたいところです。

○事務局

はい。よろしいでしょうか。住宅地に関しましては、やはり、ここで書いておりますように、

できるだけ、農地、森林からの転換というのは抑制するという流れを維持していきたいと考えておりますが、ただ一方で、空き地の発生につきまして、先ほどご紹介させていただいた、多分、17ページの下の方の部分にもありますが、実際に住宅地で人口が減って空き家になります。いろいろ政策努力もしておりますが、それが即座に、空き地、空き家になったものが宅地でなくなるわけではない、ということを加味しますと、その人口減少が、この即座に、数字に表せられるものではないと考えております。

○3番委員

私がイメージしても仕方ないのですが、都市部と農村部とか地方とかを考えると、何かバランスが悪いというか、都市部で起こっている、「まだ開発するのですか」みたいな話が阪神間では結構あるのですが、その量と、ここに出てくる上振れしている量とが余りにも大き過ぎるんじゃないかという気がします。この上振れの理由は、単に、上向けに伸びているからそれをそのまま引っ張っている感じですか。だったら、空き家政策も何も要らないじゃないのという感じがしますが。どちらかというと、阪神間ではまだ開発していますけれども、もう、北の方に上がっていけばいくほど、縮退というか、そこにあった集落そのものが消えていくみたいな話がある中で、新しく住宅地開発しようという気運を全く感じません。これは、都市部がまだまだ伸びるという意味ですか。

○事務局

その地域の類型別のところのという話でもなかなか都市と多自然地域の集落という温度差は確かに見受けられます。ただ宅地が増える需要に対して、それを抑えるという趣旨ではないので、できるだけ需要に対して、既存から、もともとから宅地だったものを使っていこうという政策は、まず一義的にあるのですが、それでも需要に応えきれない。

○3番委員

住宅地、それでも需要に応えきれない。開発予定地がいっぱいあるっていいですか。

○事務局

住宅地の定義ですけれども、開発予定地というよりも、推計のやり方自体が、資料3のパワーポイント番号28にあります。固定資産税の住宅用地というものを使って推計していますので、いきなり空き家になった、空き地になった、そこに人が住んでいないからといって、住宅地でなくなるとはならない中で、その上に世帯数自体も、この計画期間内で減っていくのではなくて、一旦増えて、それで減少には転じますが、今よりは増えていますので、その世帯数を使って推計しています。人口が減ったからといって、本文の方もそれに合わせて修正をとということにはなりません。

○3番委員

世帯数が計画期間中に減少に転じると。

○事務局

転じるという、増えて減るというのをうまく書けなかったのですが、増えて減るのですけども、今よりは多いというのを上手に書けていないところがあります。申し訳ございません。ということがあるので、どうしてもその推計のやり方をすると、住宅地自体は今よりは増えてしまいます。それともう1点は世帯数が増えている中で、地方の方でやはり空き家はできるのだけど、その空き家を使ってもらおうということが確実にできるかといったら、そうではなくて、やはり少しは宅地というのは、いくつかは増えていく。こっちに人を呼び込みたいという政策的な目標があれば、その開発も駄目だというメッセージを出すというのは少しつらいところもあります。

○3番委員

減ってないですね、世帯数。

○事務局

世帯数は増えます。

○3 番委員

世帯数は、単身者が増えたり、分離していきつつ、どんどん増えるので、世帯数が増える話とは。

○事務局

こういう感じで世帯数が、今よりは増えているということがありますので、そういう中で、住宅地の総量を減らしてしまう、今よりも減らすんだ、というメッセージを出すのは少しつらいところもありまして。これまでの推計の仕方と同じやり方で推計しているということです。

○3 番委員

実態は随分違うと思います。これまでの世帯数が増えるという話と、今から数年間の世帯数が増えるという話は。単身者がいっぱい増えるみたいな、それは増えはしないので。どちらかというと、都市部で単身者が増える話、単身者とか、小規模な世帯が増えるという話はあるとは思いますが、それが住宅地開発に結び付くというところに全く納得が行かないのですが。推計値だから仕方がない。私なりに納得します。はい。分かりました。

○4 番委員

少し補足ですが、私は但馬の出身で、豊岡市内のど真ん中に住んでるのですけれども、先生の感覚とは多分違って、やはり町中に住む人はもうほとんどいなくなってきてて、郊外のバイパス沿いに宅地が開発されて、新しい家が建っているというのが現実です。町中はもう空き家になってきていて、でもそこに人は入ってこない。それは多分、土地利用規制が非常に日本は緩いので。そこまで上手くコントロールされていないのは、多分、洲本も同じ状況で、丹波も同じ状況で、多分、地方はそういう状況ですよ。だからもう、ほとんど町中はすかすかになってきていて、でも、そこに人は呼び込めていないというのが現実で、だから宅地開発はやっぱりどこでも、

地方に行くともだまだ行われています。田んぼを埋めて宅地ができている。若い人たちはそこに全部移っていくと。

○3番委員

若い人という、子育て世帯みたいな人たちですね。

○4番委員

そうです。都市部には高齢者しか住んでいなくて、高齢者が亡くなると、空き家になって、空き家も壊されずにそのまま放置と。

○3番委員

だから宅地、住宅地と言われるものは、まだまだ増えるってことですよね。

○4番委員

増える感じですね。だから、そこはやっぱり何か少し、今。

○3番委員

でも、政策的に何とかしないといけないところですね。

○4番委員

ずっとそれを国も動き出して、県も動き出して、いろいろと市も動き出してやっているのですが、絶対量に対するインパクトが小さ過ぎて、そこは何らかの法的規制ぐらいを加えていかないと、多分解決しない時代にそろそろなってくるのではないかなと思います。

○3番委員

住宅需要を調べるとね。新しい住宅ができたから引っ越すという人が結構いらっしゃるのですよ。そういうところに引っ越したいという人が結構いらっしゃるのです、そういうことなんですね。はい。ありがとうございます。

○委員長

今の話は、例えば小規模集落の非常に不利な環境で、人が減っている、そういう小規模集落、ほぼ消滅するというような集落も結構ありますが、そこに例えば最後の住民がいなくなった場合は、それはそのまま宅地として扱われていくので、増えていくということなので。そこからもう、雪かきが間に合わないので、下に降りてもらおうとかというのも発生するのですけれども。なるほど。そういった集落は、そのまま放置されていくのですかね、これ。

○3番委員

閉める話ですよ。直接その話にはなっていないけれど、用途的に宅地でなかったところの用途転換をするみたいな話を少し書いてもらっているのがそれに関係があるのかなと思っています。

○委員長

すいません。内容から少しそれるのかもしれませんが、そういうところが鳥獣の生息地になってしまっていて、鳥獣害が発生していくという構造にならないようにしていかないとけないのですけれど。何かそういうようなところが読み取れるところはありますか。人のそういった、人の既存の生活環境を閉めていくというところの重要性といいますか。そこまで詳しく書く必要はないのですが、何かそういう閉めていくことも、重要なのですが、いろいろな政策との兼ね合いとかもあると思うのですが。

○3番委員

最後どうするか、結構何か、海底に沈めて、トラップみたいな話。人間にとってのいろいろなものが沈んでいますけれど、同じように、そういう環境が鳥獣には住み心地が良い。

○委員長

そうですね。適度に攪乱された場所で、いろんな果樹なんかが植わっていますので、そういう、何かそういったものを。

○3番委員

そこまでいった事例ってなかなか。だから閉めましたとか、そういう事例まではなかなかないけれど、これから出てくるでしょうね。きっと最後の1軒。

○委員長

ありがとうございます。ちょっと何らか、それをそうならないようにしていくようなところが、読み取れるような場所があった方がいいのかなと、ふと思いました。

○3番委員

団地とかだったら、全部ネットをかけてしまって、鳥が入らないようにするとか、そういうことをやること、海外では結構やっているのです。東ドイツの団地なんかは全部ネットをかけて、鳥の巣にならないようにするとか、やるのですけれど。日本でそれをやっているのはあんまり見たことがないですね。集落の壊れた住宅にネットをかけて、虫が住まないようにするとか、アライグマが入らないようにするみたいなことは、やらないですね。でも、そんなことも必要かもしれないです。

○委員長

そうですね。

○事務局

すいません。事務局から補足です。今、横山先生におっしゃっていただいた、集落を閉じてっていうみたいな話そのものはないのですが、10ペーシの下の方のところが、それに近いところで、32行目の辺りで、野生鳥獣のバッファゾーンを設けるだとか、そういったところが、そのものではないですが、近い記載にはなっております。

○委員長

そうですね。なかなか人の生活居住空間とのバランスのところまで、読み込めた方がいいのかなという気がするので、ちょっとまた、検討させてください。はい。ありがとうございます。そ

の他いかがでしょうか。

○1 番委員

すいません。資料1のパワーポイント番号22という部分なのですが、指摘内容は、農地と災害が一緒になっているのですが、最後は、災害に強い森づくりということで。農地は無くして、山に特化したという書きぶりになっているのですけど。そもそも、総合治水条例を作る際に、兵庫県はため池が全国一多いのです。2万2,000ヶ所で、全国の14%ぐらいあります。河川サイドが期待しているのは、ため池に洪水調節能力を持たせて、少しでも河川の負担を減らそう、ということで、当時、河川サイドと議論をしたことがあります。その時には、山は、治山事業というのは、継続してやっていきますので、あんまり議論にはなりません。それと、田んぼに関しては田んぼダム。これ今、全国で広がりつつあるのかなと思いますが。条例ができたころにはもう、兵庫県では田んぼダムをやっていました。県土面積全体から見たら、田んぼの面積なんて知れているので、数字上は大きな数字にはならないかなということで、そんなに推進はしてこなかったのですけど。2、3年前に、こういう議論をする中で、神戸大学の先生とも話をして、例えば、河川が2センチ、3センチで決壊する。そういうことを防げる場合があるのではないかなということで、もう1回ちゃんと田んぼダムしようねという話をした記憶があります。ですから、防災で、特に上流側に田んぼがあるところで、流出を抑制したら、下流の都市が守られると。上流でいろいろな対策をすれば、安全な都市というものが1つ確保できるかなと思いましたので、ぜひ、ため池とか田んぼダムとかいう記載を、これとは別個に、並びで書いていただいてもいいですし、治山だけじゃないよ、ということを記して欲しいと思います。

○事務局

事務局です。ため池の記載は、確かに今回消えておりますので、また、ため池について検討させていただきます。田んぼダムについては、第1回委員会での指摘もいただいた上で少し県の

取組も調べたのですが、なかなかいいものが出てこなくて、今のところは記載していないという状況になります。

○委員長

田んぼダムの検討とかは今は。

○1 番委員

多分、県でしているというよりも、もう私は辞めて外郭団体に出て、外郭団体の中で、ある地域の人たちと議論をする中で、もう1回田んぼダムやろうと。当時スタートさせたころには、田んぼダムをするために、排水溝というものがあるのですが、そこに10センチ余分に水を溜められるような板を県民農林漁業祭で子供たちに絵を描いてもらって、農家に配って、はめていく。そういう取組みをやっていた。まともに議論すると、なかなか誤差のうちのかな、厳しいな、みたいなところがあって、だんだんと力が入らなくなってきたところがあるのですけれども。そういうところまでは記憶しているのです。ただ、2，3年前に、もう一度きちんと田んぼダムをやった方がいいねという議論が、そういう地域とか大学の先生を巻き込んで、話が出てきていますので、ぜひ、また、そういうことを進めたらいい、みたいな書きぶりはどうかなと思います。

○事務局

何年か前に、県の方で主に進めたのは、おそらく西播磨県民局。

○1 番委員

西播磨県民局だけじゃないですね。

○事務局

主に資料としては出てきたので。まだちょっと、どこまで書けるかは部局と調整して考えます。

○委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○2 番委員

資料2の23ページの下から3行目、31行目のところです。5番委員からのご指摘があったところなのですが、私も、「防災DX」という言葉を入れていただいたのは大変ありがたいのですが、私も、「能登半島地震の経験を生かした」とのはちょっと、必ずしも能登半島地震から派生したものではないので、この書き方というのを変えた方がいいかなというふうに思っています。例えば、この31行目で新しく追加していただいたのは無しとして、前後の項目の中に盛り込んで書くことはできるんじゃないかなというふうに思っております。例えば33行目の、「3D都市モデルや人流のビッグデータ等を活用した防災DXを推進し」とかというような、既存の文の中に、防災DXを盛り込む形でもいいんじゃないかなというふうに思ったところです。今、1番委員もおっしゃったような、上流で田んぼとかで水がこう流れてきて、下流が氾濫するとかというのも、今だと大分こういう防災DXのところで、塵も積もればみたいところで、ハード的に抑えることもできるでしょうけれども、県全体の流域システムというのをこう考えて、上流の人達が、ため池とか田んぼとかで、放流を勝手にしない、少しずつ、全部、水を止めていけば、下流の氾濫を、洪水を防げるとかというようなことが防災DXの中では、もうほぼほぼできるような形になっています。必ずしも、33行目の「都市モデル」と言うと、都会っぽい感じかもしれませんが、県全体のため池とか、田んぼとか、河川とかも含めた水の流れをしっかりと押さえておいて、そういうのを管理するシステムとして、DXは活用できるんじゃないかなと思います。それをどこに入れるかというのは、ぱっと思い付かない、浮かばないんですけども、そういうハードとソフトの面で、しっかり取り組むというようなやり方も、もう既にできるのではないかなというふうに思いながら、今の1番先生のお話を聞かせていただきました。私からは以上です。

○委員長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。能登半島の話自体は防災系の他の計画から引っ張ってきた文章なので、これについては、そのまま踏襲しなくてもよい部分だと思いますので、能登半島そのものは改めさせていただきます。また、県全体での流域システムみたいな話につきましては、それは防災部局の方と、また、調整しながら、どこまで書いていいかというところを検討させていただきます。

○委員長

はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。お願いします。

○4番委員

さっきの集落が消滅する話とか、前、3番先生が言っておられたニュータウンを閉じる話みたいな話が、なかなか方針には書けないと思うのですけれども。例えば、2ページ目の「人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応」というところで、課題意識みたいなところは何か書き込んでいくと、将来的には、そこはかなり問題になるから、今すぐ基本方針とかならないと思うのですけれども、我々がきちんとそういった視点を持って、これを書いたということにはなるのかなと思うので、それを1度検討いただけたらと思います。あと、全体を見て思ったところなのですけれども、5ページ目で「地域全体の利益の実現」がありまして、それを受けた施策というのが19ページからで、「基本方針に即した措置」で、「地域全体の利益の実現」という項目があるのですけれども。この19,20ページを見ていくと、都市の話と農業とか林業の話がきちんと書き込まれているのですけれども。この5ページ目の「地域全体の利益の実現」という基本方針のところには、農業とか林業の頭出しがないので、ここにもやはり、「地域全体の利益の実現」というのは、当然、都市機能の話もあれば、農業とか林業という、そういうものも、地域全体の利益を実現する生業としてあるので、その部分はやはりこの基本方針の部分にも書き込んでいただきたいなというふうに感じました。同じような感じで、(b)の「土地本来

の災害リスクの軽減」というところでも、ここには、例えば、密集市街地の話とか、津波の話が基本的な方針の中でも、出てくるのかなと。その前の3ページからの「大規模自然災害に対する脆弱性」では、そこが出てきているので、6ページから7ページに関わる基本方針の中でも、津波とか、密集市街地に対してどういう方針を持っていくかというのを、書いていただいた方が前後とのつながりがきちんと出てくるのではないかなと思います。「土地利用の方針」ということに鑑みれば、例えば10ページ目で、第1段落第1行目から3行目にある「市街地調整区域の面積云々」で、「土地利用コントロールを市町が行う手法への移行を検討することも可能とする」という、これは手法論であって、土地利用とあんまり関係ないのではないかなと思います。やりたい意思は分かるのですけれども、土地利用の方針としては、調整区域は一定きちんと市街化を抑制するということだけで終わるべきじゃないかなと思います。これは次の、それでもやりたい時にどうするか、みたいな手法論なので、ここに出てくるのは少しおかしいかな、と思ったところです。あと、土地利用を考えて書いているのか、施策を書いているのか、分からない部分がいっぱいあって。例えば、11ページの29,30行目で、「農業委員会による農地パトロールや所有者等の意向を踏まえた農地の利用調整活動として荒廃農地の発生防止解消を推進する。」というのは、土地利用なのか。というのは、その上の24行目に、「荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な土地利用を図る」というのは書かれているので、ここは土地利用に見えるのですけれども、29ページ目からはその手法を書かれているので、土地利用に特化すれば、この29,30行目というのは、手法的な部分はいらないのではないかなと思って眺めてみると、他にもいろいろとそういう土地利用じゃない部分があるため、もう少し何か整理した方がわかりやすいのではないかなと思っていました。幾つかメモをしてみましたので、また後で、事務局にはお示ししたいと思います。特に気になったのは21ページ目で、21ページ目というのは19ページ目から続く「地域全体の利益の実現」というパーツの部分なのですけれども、21ページ目の2行目から、例えば、「荒廃農地が云々」

というところとか、6番の「森林の公的管理も住民と一体となってやる云々」というところとか、11ページの「林業経営に適している人工林」の話とか、これは「地域全体の利益の実現」の話なのか。自然環境の保全というか、「健全な生態系の確保」の話なのか。そこをきちんと整理して書き分けた方が、生業として林業をどう接していくかというのは、多分この地域全体の利益の実現とか、生業として農業をどうしていくかというのは、産業政策みたいな部分になるので、いいのですが、人工林をどういうふうに、やめた後どうするかというのは、何か、生態系の確保の話とかというふうな気もするので。その辺はもう少し整理をして、書くべきところをきちんとこう書き込んでいった方が分かりやすい計画になると思います。以上です。

○委員長

はい。ありがとうございます。今のご指摘の目で見ると、確かにいろいろ施策の方針的な手法論、例えば、12ページの15行目からの「森林クラウドシステムを整備運用するとともに、」という文言とか。ここでちょっとそれるのですが、例えば、「リアルタイムでの共有及びオープンデータ化を推進する」という、「リアルタイム」とかは書いても大丈夫なのですか。そういう施策の推進が行われるのかなというのが別の話ですけど気になったのと、今の委員のご指摘で、手法論なのかなというのを。そうやって見ると、結構手法論が書いてありますね。

○4番委員

だから、手法論を書いて、どういう土地利用に結び付けるかで収められたら、土地利用かなと見えるのですけれども、手法論だけで終わってしまうと、どういう土地利用がしたいのかというのが見えてこない。どういう土地利用のためにそれをしようとしているのかが見えてこないなので、そこは土地利用をどういうふうにしていくかということに着目して見ていけば、もう少し上手く書けるような気がします。

○委員長

事務局はいかがでしょうか。

○事務局

おそらく、委員ご指摘の箇所だけではなくて、全体にわたる話だと思いますので、全体を見させていただいて、そういった部分を、そういった手法論だけになっていないかという目では、改めてチェックはしたいと思います。

○委員長

よろしくお願いします。

○1 番委員

お伺いしたいのですが。資料1の方の最後のページ、地域別の但馬のところで、対応が「コウノトリについて土地利用に関係する内容を記載」と書いてあるのですけれど。よく分からない。基本的に、コウノトリをこの地域でまず生育させるためのコウノトリ育む農法、減農薬であったり、無農薬であったりというのが中心だと思うのです。それが土地利用に結び付いているのかということになると、ここの書きぶりは、休耕田にして、水田ビオトープを整備するみたいな書き方になっているため、そんなふうに見えるのですけれど、実態的にはそういう農業をすることによって、農産物の価値を上げて、生態系もついてくるみたいな、そういう展開になっているのかなと思うのです。このビオトープ整備はたくさん量があるのですか。例えばイメージとして、湿田を生かして、それを湿地にし、というのは、昔、城崎町とそんなことしたな、という記憶があるぐらいで、あとはそういう記憶がないのですけれども。こういうのが中心になって、コウノトリというのが自然界に広がったのですか。どちらかというと、最初書いてある、コウノトリ育む農法を広げたことによって、今の状態になっているというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

すいません。湿地については、面積そのものは把握しているわけではないので、これは、非常に大きく広がっているということは、実は言えないです。ラムサール条約とかがございますので、一つ特徴的なのかなという主観的なところで、この記載をさせていただいたところになります。

○委員長

コウノトリ育む農法による、そういった水田の、そういう土地利用という所と、湿地の再生というところと、ちょっと分けた方がいいですよ。別の方が、一方をコウノトリをモデルというか、掲げての育む農法として。

○1 番委員

野生化を進めるために、減農薬を進めたとか、無農薬をしたとかいうのがあって、コウノトリが広がりかけて、やはり湿地もきちんと設けた方がいいよねということで、そういう整備も一部されたというふうに思っています。今例えば、東播磨地域では、いなみ野ため池ミュージアムで、秋になって、ため池の水位を落としたら、コウノトリがいっぱい飛んでくる。たくさん飛んできたという噂が出たら、ものすごい人が来て、写真撮っています。結構、県下を飛び回って、そういうところでも育むようなことをしていますので、地域も一生懸命取り組んでくれていますので、確かにこういうところはあると思うのですが、それは、但馬というよりも、どちらかというと、南の方でため池の多い方でやってるな、と私は感じます。

○委員長

但馬でいうと、ラムサール条約に関わるそういう湿地に関わる記載もあっていいのかなとは思いますが、ちょっと分けた方がいいということですね。事務局いかがでしょうか。

○事務局

それは少し検討させてください。

○委員長

いかがでしょうか。大体、ご意見は出そろいましたでしょうか。ボリュームが非常に多くて、1つ1つの記載のほか、整合性ですとか、その辺りまでなかなか、見切れないところもありますので。よろしいですか。ご意見としては出されて。もしちょっと、何かあれば、後ほどそれぞれメール等でご連絡するということでもよろしいでしょうか。ちょっと今日が最後ということになりますので、変わったところなどもありますし、いろいろな数値が今、出していただいて、これもちょっと何か十分読み込めていないところもありますので、そのようにさせていただいた方がいいかなと思いました。そのような形で、今日のところはよろしいでしょうか。ご意見大丈夫でしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、この3回目の会議というところは、一応、これで終了させていただけるのかなと思います。事務局の方には、本日のご意見をまた、再検討等、あるいは、ご確認していただくところなどが、引き続き、多数残っているかと思いますが、最終案に向けて、作成の方、よろしくお願いいたします。そうしましたら、本日の特別委員会の調査審議は終了させていただきます。

事務局の方に進行をお返しいたします。

○事務局

そうしましたら、委員の皆様からのご意見をもう一度ちょうだいしまして、最後、次の審議会に出す案につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえて、委員長とご相談させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

○委員

はい。

○事務局

そうしましたら、できましたら来週の半ばぐらいまでにちょうだいいたしましたら、盆明けを

目途にまた委員長の方とご相談できるように頑張って参りたいと思いますので、よろしくお願い
いたします。

○事務局

そうしましたら、ご議論いろいろとありがとうございました。本日、委員の皆様からいただき
ました意見を基に、最終案の作成と資料に反映させていただきますので、また今後ともよろしく
お願いいたします。そうしましたら、1月から、お忙しい中3回にわたりまして、熱心にご議論
いただきましてどうもありがとうございました。また、9月中旬頃に審議会を予定しております。
引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の特別委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
した。